

建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例1号）の取扱いについて

（最終改正：令和7年3月26日）

令和7年1月6日

工務管理課

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける技術者配置の特例（以下「専任特例」という。）のうち、法第26条第3項第1号による専任特例（以下「専任特例1号」という。）に関し、下記のとおり取り扱うこととする。

※ 専任特例1号とは、主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）の専任を求める建設工事において兼務を認める特例（専任特例）のうち、連絡員を追加で配置し、情報処理技術を活用して現場管理を行うものを指す。

記

**1 専任特例1号を活用する場合の判断基準については、以下のとおりとする。**

- (1) 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- (2) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。
- (3) それぞれの現場間の移動時間が、有料道路を使用せずに自動車ですべて2時間以内であること。
- (4) 配置技術者が1日の勤務時間中に、会社を出発しそれぞれの現場を巡回して会社に戻ることができること。
- (5) 全ての工事期間においてそれぞれの工事の下請次数が3を超えないこと。
- (6) 連絡員（※）を配置すること。
- (7) それぞれの工事現場において、配置技術者がCCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等を用いて遠隔から現場作業員の入退場が確認できること。
- (8) 遠隔地からWEB会議システムやビデオ通話アプリ等のツールを用い、それぞれの現場の状況を確認でき、かつ、通信環境が確保されていること。
- (9) 当該建設工事を受注した建設業者が、施工計画書に次に掲げる内容を記載し、発注者に提出の上、現場にも備え置くこと。
  - ① 当該建設業者の名称及び所在地
  - ② 配置技術者の氏名
  - ③ 配置技術者の一日当たり労働時間のうち、労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
  - ④ 各建設工事に係る次の事項
    - ア) 建設工事の名称及び工事現場の所在地並びに発注者
    - イ) 建設工事の内容
    - ウ) 建設工事の請負金額

- エ) 工事現場間の移動時間
- カ) 下請次数
- キ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務経験（実務経験は、当該工事が土木一式又は建築一式の場合に記載）
- ク) 施工体制を把握するためのツール（機器名、ソフトウェア名）
- ケ) 現場状況を把握するためのツール（機器名、ソフトウェア名）

**(※) 連絡員については、以下の全てを満たすこと。**

- (1) 法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。
- (2) 当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験がある者を1名以上配置すること。
- (3) 連絡員は各工事に配置すること。ただし、兼務することも同一現場に複数名配置することも可能である。

**2 次のいずれかに該当する場合は、専任特例1号を活用した技術者の兼務を認めないものとする。**

- (1) 総合評価落札方式（簡易型・標準型・WTO型）で発注した工事であるとき。
- (2) 総合評価落札方式で発注した2つの工事を同一の配置技術者が兼務しようとするとき。
- (3) 施工場所が県外である工事と兼務しようとするとき。
- (4) 低入札価格調査対象となった工事であるとき。
- (5) 兼務しようとする工事が法第26条第3項第2号による専任特例（専任特例2号）を活用する場合。

**3 専任特例1号を活用した配置技術者の兼務を希望する場合は、発注者に別記様式を提出し承認を得ること。**

## 【参考】技術者の配置に関する想定問答

- ① 異なる発注者の工事でも専任特例 1 号を活用した監理技術者の兼務は可能か？
  - ・ 各発注機関が定める要件に合致していれば兼務可能ですが、事前に各発注機関の了解を得る必要があります。
- ② 現在施工中の工事に従事している監理技術者でも専任特例 1 号を活用して兼務させることができるのか？
  - ・ 兼務条件に合致している場合は可能ですが、事前に各発注機関の了解を得る必要があります。
- ③ 別の工事が発注されるため、現在配置している連絡員を交代させることは可能か？
  - 可能ですが、発注者の了解を得て施工計画書の変更等の手続きを行ってください。

☆ 上記以外の取扱いについては、監理技術者制度運用マニュアルを参照するか各発注機関に御相談ください。



## 備考

入札公告に記載がある場合において、建設業法第26条第3項第1号の規定（専任特例1号）の適用を受ける配置技術者（以下、「当該配置技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（10）の要件を全て満たさなければならない。

- （1）各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- （2）兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。
- （3）それぞれの現場間の移動時間が、有料道路を使用せずに自動車ですぐに2時間以内であること。
- （4）当該配置技術者が1日の勤務時間中に、会社を出発しそれぞれの現場を巡回して会社に戻ることができること。
- （5）全ての工事期間においてそれぞれの工事の下請次数が3を超えないこと。
- （6）連絡員（※）を配置すること。
- （7）それぞれの工事現場において、配置技術者がCCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等を用いて遠隔から現場作業員の入退場を確認できること。
- （8）遠隔地からWEB会議システムやビデオ通話アプリ等のツールを用い、それぞれの現場の状況を確認でき、かつ、通信環境が確保されていること。
- （9）当該建設工事を受注した建設業者が、施工計画書に次に掲げる内容を記載し、発注者に提出の上、現場にも備え置くこと。
  - ① 当該建設業者の名称及び所在地
  - ② 配置技術者の氏名
  - ③ 配置技術者の一日あたり労働時間のうち、労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
  - ④ 各建設工事に係る次の事項
    - ア) 建設工事の名称及び工事現場の所在地並びに発注者
    - イ) 建設工事の内容
    - ウ) 建設工事の請負金額
    - エ) 工事現場間の移動時間
    - オ) 下請次数
    - カ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務経験（実務経験は、当該工事が土木一式又は建築一式の場合に記載）
    - キ) 施工体制を把握するためのツール（機器名、ソフトウェア名）
    - ク) 現場状況を把握するためのツール（機器名、ソフトウェア名）
- （10）当該配置技術者が兼務できる工事は、宮崎県内の工事であらなければならない。
- （11）低入札価格調査対象の工事ではないこと。
- （12）当該配置技術者が兼務するもう一つの工事について、現場代理人等（変更）通知書等が提出され、発注者の同意が得られていること。
- （13）当該配置技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- （14）当該配置技術者と連絡員との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （15）当該監理技術者が兼務しようとする工事は建設業法第26条第3項第2号の規定による兼務でないこと。

（※）連絡員については、以下の全てを満たすこと。

- （1）法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。
- （2）当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験がある者を1名以上配置すること。
- （3）連絡員は各工事に配置すること。ただし、兼務することも同一現場に複数名配置することも可能である。